

実施方針に関する質問回答表

「神戸大学(六甲台2)総合研究棟(農学系)改修施設整備等事業 実施方針」及び配布資料に関する質問回答表

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	○	(○)	○	○	加		
1	実施方針	事業内容	2	1	1	5	1		本事情における施設において、実験・研究室などの維持管理対象外となる特定の諸室はございますでしょうか。	本施設維持管理業務としては、①建物保守管理業務、②建物設備保守管理業務、③学舎清掃業務が該当しますが、①②については本施設整備業務の改修部分全てが維持管理対象となります。③については、施設整備対象外のF棟を含む建物内部共用部分及び講義室等の清掃となります。
2	実施方針	本施設維持管理業務	2	1	1	5	1	イ	事業者が実施する維持管理業務について、F棟の対象となる業務は清掃業務のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 No.1の回答もご参照下さい。
3	実施方針	事業内容	2	1	1	5	1	ウ	大学の指定する運営業務の具体的内容については「入札説明書において示す」とありますが、業務の具体的内容についてはコンソーシアム組成において大変重要な要素になると思われます。なるべく早い時期での見解をお示しいただけないでしょうか。	実施方針記載どおり入札説明書等にて提示致します。 なお、参考としてそれ以前に公表する要求水準書(案)では、実施方針以後、変更点があった場合等を含み、その時点での内容が記載されることになります。
4	実施方針	大学の指定する運営業務	2	1	1	5	1	ウ	研究教育の補助業務、及び就職情報管理支援とはどのような業務を指すのでしょうか、後日公表される入札説明書にて具体的内容を示すと思いますが、現状で考えておられるイメージがあれば御教示願います。	実施方針記載どおり入札説明書等にて提示致します。 No.3の回答もご参照下さい。
5	実施方針	大学の指定する運営業務	2	1	1	5	1	ウ	緑地等の屋外環境管理業務、学舎・車両警備業務、昇降機設備保全業務、特定建築物環境衛生管理業務、特高受変電設備その他・運転監視等業務について業務範囲の明示がありませんが、農学系施設を対象とするのでしょうか、又は資料1にある最大範囲と考えるのでしょうか。	実施方針記載どおり入札説明書等にて提示致します。 No.3の回答もご参照下さい。
6	実施方針	選定事業者の収入	3	1	1	5	2		「本施設の設計、改修等の初期投資に係る対価」 には、SPC設立関係等の諸経費も含むものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	実施方針	選定事業者の収入	3	1	1	5	2		「本施設の設計、改修等の初期投資に係る対価」 の支払は、平成18年度および平成19年度の2回で支払うとございますが、2回の支払時期はいつでしょうか。	施設整備に係る対価の支払いは、平成18年度(第Ⅰ期工事)分は平成19年4月に、平成19年度(第Ⅱ期工事)分は平成20年4月を予定しています。 ただし、平成18年度及び平成19年度の2回の均等払いを予定しています。
8	実施方針	事業期間	3	1	1	5	4		F棟の維持管理開始時期を御教示願います。	F棟の維持管理開始は、平成19年4月を予定しています。 なお、具体的な維持管理開始日については、入札説明書等にて示します。
9	実施方針	事業期間	3	1	1	5	4		提示のある供用開始時期において、B棟の平成19年12月～が最後の供用開始となるかと存じますが、維持管理運営業務準備期間は平成20年3月までとなっております。当該準備期間の設定について特段の理由があれば御教示願います。	維持管理運営業務準備期間には、本施設維持管理業務および大学の指定する運営業務の両者を含めた最大期間を記載しています。実施方針記載どおり、維持管理業務は各棟の供用開始ごとに順次維持管理業務を開始し、大学の指定する運営業務は平成19年4月から順次運営業務を開始するため、各業務の準備期間は該当する業務の開始日前日までが対象期間となります。

10	実施方針	事業期間	3	1	1	5	4		維持管理運営業務準備期間において、想定される業務内容と対価の対象について御教示願います。	維持管理運営業務準備期間とは、選定事業者が本件施設各棟の維持管理開始日及び大学の指定する各運営開始日まで、必要な人員を確保し、かつ、必要な訓練、研修等を行うことを想定した期間です。 また、大学としては、事業者が大学に対して当該維持管理及び運営に必要な訓練、研修等の協力を求めた場合、大学は訓練及び研修に必要な情報開示をし、また大学施設の使用を支障ない範囲で事業者にも認めることを予定しています。 そのため、維持管理運営業務準備期間の活用は選定事業者の自主的なものであり、大学からの対価支払いには該当しません。
11	実施方針	事業期間	3	1	1	5	4		資料2から想定すると、供用開始(維持管理開始)月には引越・整理が含まれております。維持管理は引越・整理の後に開始するものと考えてよろしいでしょうか。	維持管理開始日については、入札説明書等にて示します。
12	実施方針	事業スケジュール	3	1	1	5	4	イ	事業期間の欄に「維持管理運営業務準備期間 平成19年1月～平成20年3月」とありますが、「準備期間」の具体的な内容をご教示ください。また、最終の供用開始が平成19年12月であることと、準備期間の完了が平成20年3月であることの関係をご教示ください。	No.10の回答を参照下さい。
13	実施方針	事業に必要と想定される根拠法令等	4	1	1	6			提示のある根拠法令等の内、「国立大学法人神戸大学会計規則」について、HPにて公表いただけるのでしょうか。当該資料の入手方法について御教示願います。	「国立大学法人神戸大学会計規則」については、第7章(契約)の抜粋を掲載しておりますが、全文の公表は考えておりません。要請があれば配布しますので、FAXもしくは電子メールにて申し込み下さい。申し込みについては、実施方針に記載している問合せ先とします。
14	実施方針	要求水準書(案)の公表	8	2	3	4			要求水準書(案)に対する質疑応答の受付は予定していないとありますが、入札説明書の質問の時に要求水準書(案)の内容の質疑をしても宜しいでしょうか。	要求水準書(案)の質疑応答の受付は、実施方針記載のとおり予定していません。 入札説明書等の公表段階では、要求水準書となりますので、その時点より質疑回答を予定しております。
15	実施方針	応募者の参加要件等	9	2	4	1	3		指名停止の期間について、「落札者を選定が終了するまでの期間」とありますが、落札者の選定又は事業契約締結のいずれをもって「落札者の選定」と理解すればよろしいでしょうか。ご教示ください。	「落札者を選定が終了するまでの期間」とは、落札者の選定公表日までとします。
16	実施方針	資格要件	10	2	4	2	1	イ	設計業務に当たる者の要件として、経営状況が健全であることとありますが、経営状況を証する資料等のご提出が必要でしょうか？	該当箇所前記の「1)応募者の参加要件等」を満たしていることを前提に、経営状況を証する資料等として特段の資料提出は予定していません。
17	実施方針	応募者の構成員等の資格要件	10	2	4	2	1	オ	設計業務に当たる者の要件について、「同種業務の具体的な要件は入札説明書等において示す。」との記載がありますが、資格要件はコンソーシアム組成において大変重要な要素になると思われますので、早い時期でお示しいただけないでしょうか。尚、その他の業務についても、同様のご対応をお願いいただけないでしょうか。	同種業務の具体的な要件は入札説明書等において示します。
18	実施方針	資格要件	11	2	4	2	2	ウ	改修業務に当たる者の要件として、平成7年度以降に本事業と同種業務の建物の建設業務実績があることとありますが、これは共同して工事を実施する全ての応募企業又は応募グループの構成員及びそれらの協力会社が条件を満たす必要があるのでしょうか？	複数の企業が共同して施工する場合にあつては、そのうちの1者が工事種類(建築工事、電気設備工事、機械設備工事)毎に、入札説明書で指定した施工実績を満たすものとします。
19	実施方針	資格要件	11	2	4	2	3	イ	工事監理業務に当たる者の要件として、経営状況が健全であることとありますが、経営状況を証する資料等のご提出が必要でしょうか？	No.16の回答を参照下さい。
20	実施方針	維持管理業務に係る資格要件	11	2	4	2	4	イ	請負を実施するに必要とする資格を証明するにあたって、要求される資格を具体的に御教示願います。	要求される資格は入札説明書等において示します。
21	実施方針	応募者の構成員等の資格要件	11	2	4	2	5		「なお、……。ただし、やむを得ない事業が生じた場合は、大学と協議を行うこととする。」との記載がありますが、具体的な事例をご教示ください。	「やむを得ない事情が生じた場合」とは、現在想定し得ない事情で、かつやむを得ない事情が生じた場合という趣旨であり、現時点において、具体的な内容や「やむを得ない事情」の解釈は回答しかねます。

22	実施方針	審査委員会	12	2	5	1		審査委員会の名簿は公表されますか。公表するとすればどの段階で公表されますか。	入札説明書等にて示します。
23	実施方針	審査及び選定	12	2	5	1		審査委員は公表されるのでしょうか？	No.22の回答を参照下さい。
24	実施方針	審査及び選定	12	2	5	2		第二次審査において、入札価格の評価時に予定価格を設定されると思いますが、予定価格は事前に公表されるのでしょうか？	予定価格の公表は予定していません。
25	実施方針	特別目的会社の設立等について	13	2	6	2		「株式会社として特別目的会社を設立する。」とありますが、初期投資に係る対価の支払が、設計・建設業務の完了年度までに支払われることから、多額の資金調達を必要としないと考えられます。株式会社としての特別目的会社を設立する意義をご教示ください。	選定事業者が、当該事業以外の他の事業等に従事する場合に、他の事業等に伴うリスクにより当該事業に係るサービス提供に影響を及ぼす懸念があるため、特別目的会社を設立を求めているものです。 なお、株式会社の設立を要求しているのは、株式会社の方が有限会社に比べて会社のガバナンスが慎重な手続きで行われ、長期のサービスを提供する主体として優れていると考えるからです。また、有限会社は今後の会社法の改正の中で廃止される方向で議論がされているからです。
26	実施方針	(資料3)リスク分担表(案) 技術革新による陳腐化	25					「技術的に陳腐化した場合」について、どのような基準で判断するかご教示ください。	「技術的に陳腐化した場合」の取扱等については入札説明書等にて示します。
27	資料3	リスク分担表						「技術区革新による陳腐化」において、提案システムが供用開始までに技術的に陳腐化した場合とありますが、陳腐化したかの判断をどのように行うのでしょうか。 また、当該リスクにおける具体的なケースを御教示願います。	No.26の回答を参照下さい。

平成17年6月3日

実施方針に関する意見・提案

「神戸大学(六甲台2)総合研究棟(農学系)改修施設整備等事業 実施方針」及び配布資料に関する意見・提案

No	資料名等	項目	該当箇所						意見・提案
			頁	○	(○)	○	○	加	
1	実施方針	選定の手順及びスケジュール	6	2	2				本事業は、改修事業という特殊性からみて、2回の質疑では内容の精査を十分に行えない可能性があると考えております。 スケジュール調整が困難かと存じますが、3回の質疑とさせていただきますたく御願い致します。
2	実施方針	要求水準(案)の公表	8	2	3	4			公表した要求水準書(案)について、「内容に対する質疑応答及び意見・提案の受付は予定していない」とございますが、現状で提示されている資料は少なく、当該施設の詳細概要を把握することや改修事業であることによる全てのリスクの抽出を現段階で行うことは困難であると考えます。 公表される要求水準書(案)にもありますが、中には要求水準の見直しが必要な部分も発生する可能性もあると考えられることから、入札説明書等に関わる質疑応答の際に意見書等の提出・修正の機会を設けるなど、見直しの機会をいただきますたく御検討の程御願い致します。
3	実施方針	要求水準書(案)の公表	8	2	3	4			記載内容に対する質疑応答及び意見・提案の受付は予定していないとありますが、民間事業者の創意工夫を十分に発揮できることをご確認させて頂く為にも要求水準書(案)の内容についても質疑応答及び意見・提案の受付をご検討頂けないでしょうか？
4	実施方針	資格要件	10	2	4	2	1	オ	設計業務に当たる者の要件として、本事業と同種業務の建物の設計業務実施があることとありますが、改修設計業務に限定されるのではなく、建物の新設改修問わず平成7年度以降に設計業務の実施を有していることとして頂けないでしょうか？
5	実施方針	資格要件	11	2	4	2	2	ウ	改修業務に当たる者の要件として、本事業と同種業務の建物の建設業務実績があることとありますが、改修業務に限定されるのではなく、建物の新設改修問わず平成7年度以降に実績があることとして頂けないでしょうか？